

## 【資料4】

### 甲賀市国民保護計画の変更概要（案）

#### 1 修正理由

「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、市国民保護計画に所要の変更を行うもの。

#### 2 主な変更点

##### （1）国民の保護に関する基本指針変更に伴う変更

No	ページ	概要
1	22. 43. 51	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備と運用を明記
2	23	安否情報システムの運用を明記
3	28	「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記。
4	25	「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加。
5	51	「避難に当たって配慮すべき事項」に、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
6	65	武力攻撃原子力災害にかかる対処について、「原子力災害対策編 第2部 放射性事故災害対策計画」に準じ対処することを明記。

##### （2）甲賀市地域防災計画の修正に伴う変更

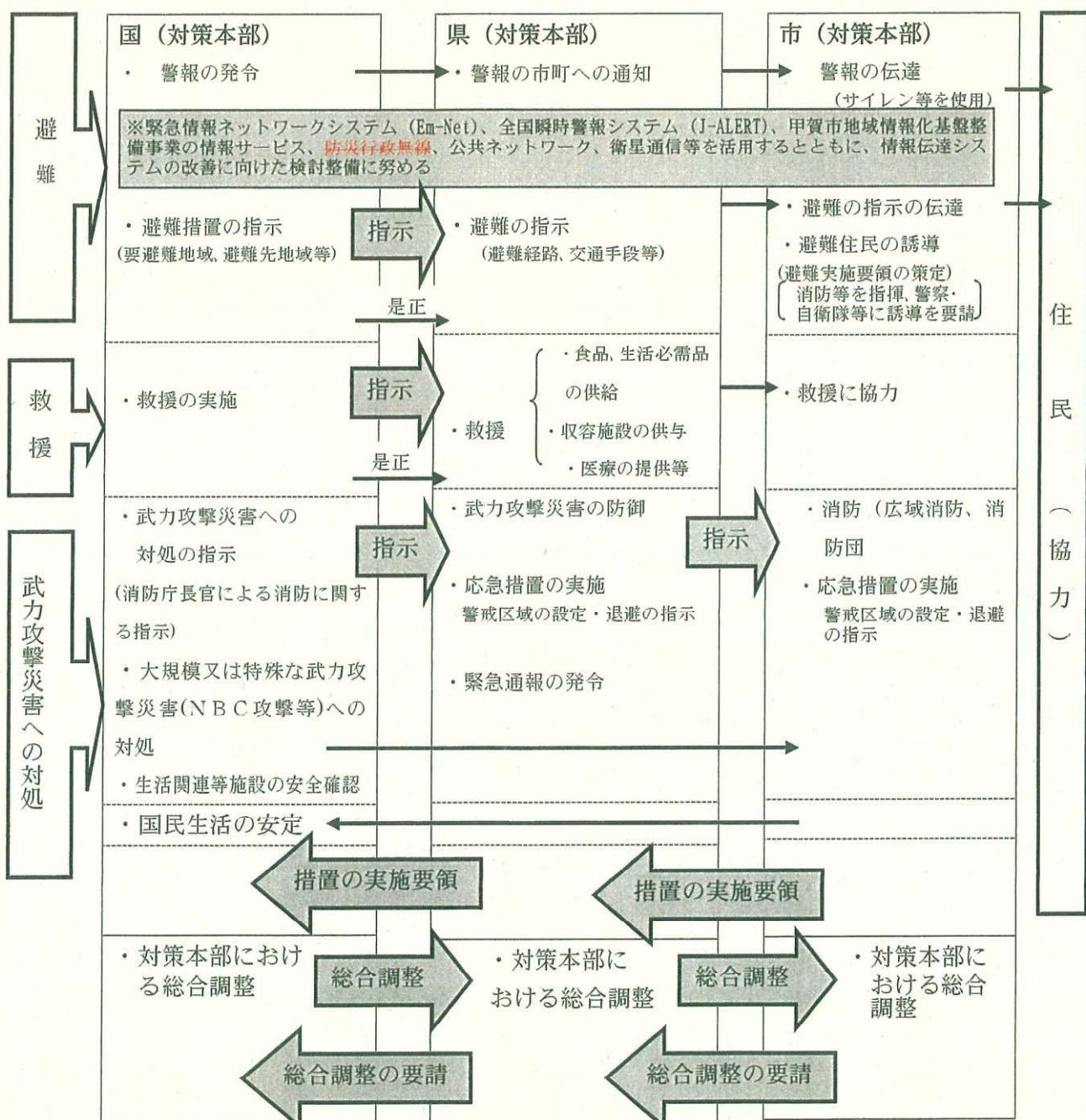
No	ページ	概要
1	4. 22. 35. 38. 42. 43. 60. 62. 68	市防災行政無線の廃止に伴う変更
2	22. 35. 42 . 43. 60	甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備と運用を明記。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み

##### 【国民保護措置の全体の仕組み】



指定公共機関 ·放送事業者による警報等の放送 ·日本赤十字社による救援への協力

指定地方公共機関 ·運送事業者による住民・物資の運送 ·電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信幅轍時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び県、市防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>住民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス、市防災行政無線メール配信、ホームページ、広報車等を活用するとともに、要配慮者その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

この際、民生委員児童委員や社会福祉協議会と十分協議し、その役割について検討するとともに、要配慮者への情報の伝達については、メール配信、地域コミュニティを通じた伝達ルートの確保等について検討する。

### (2) 市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系の市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備の充実及び更新を図り、デジタル化の推進や範囲の拡大を図る。

### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (3-4) 広域消防等との連携

市は、住民及び関係団体に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう広域消防及び消防団との連携を図る。

### (4-5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (6) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号「国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて(通知)」」）については、訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設（市民ホール等）、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、共助の活動が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主導的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

この際、先進的な事業者の取り組みをPRすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

##### 1 避難住民・負傷住民

- |   |                 |             |        |
|---|-----------------|-------------|--------|
| ① 氏名  | ② フリガナ          | ③ 出生の年月日    | ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所(郵便番号を含む。)  | ⑥ 国籍            |             |        |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) |                 |             |        |
| ⑧ 負傷(疾病)の該当   | ⑨ 負傷又は疾病的状況     | ⑩ 現在の居所     |        |
| ⑪ 連絡先その他必要情報  | ⑫ 親族・同居者への回答の希望 | ⑬ 知人への回答の希望 |        |
| ⑭ 親族、同居人者・知人以外の者への回答又は公表の同意   |                 |             |        |

##### 2 死亡住民

- (上記①～⑦に加えて)
- |                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                        | ⑨ 遺体が安置されている場所 |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                          |                |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者から照会に対する回答することへの同意 |                |

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者による研修

市及び広域消防は、職員の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

(1) 市等における訓練の実施

市及び広域消防は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図るによる、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための市職員等の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区・自治会等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、区・自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

## (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

### 【留意点】

- ・信楽地域における運送について国道307号が遮断された場合、三重県及び伊賀市との連絡体制や対応策を整えておく。
- ・国道1号が遮断された場合、近畿圏と中部圏との物流重要路線のため、県、国土交通省との連絡体制や対応策を整えておく。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 【避難所施設一覧】—— 資料編参照

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管轄省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部署
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災危機管理局
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災危機管理局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省	—
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理局
	6号	放送用無線施設	総務省	防災危機管理局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	—
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省、経済産業省	土木交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	—
	2号	劇毒物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部

### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び機能は、災害対策本部に準じて定める。

【市対策本部組織表】—— 地域防災計画資料編参照

【市対策本部任務分担表】—— 地域防災計画資料編参照

【市消防団組織及び所轄表】—— 地域防災計画資料編参照

【事態が発生した場合の流れ】—— 資料編参照

【事態に応じた初動体制基準】—— 地域防災計画資料編参照

### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### 【市対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市対策本部渉外広報班長を「広報責任者」として、広報を一元的に実施する。

##### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に情報等を提供できる体制を整備する。

##### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合等、広報する情報の重要度等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

エ 隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃を受けた場合、それに伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV等により住民に情報提供する。

##### ④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】—— 地域防災計画資料編参照

### (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、地域対策部を市現地対策本部として設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、市イントラネット、同報系市防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部等との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより県を通じ、当該本部と密接な連携を図る。また、運営が効率的であると判断する場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

## 1 警報の内容の伝達等

### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、区・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、病院、社会福祉施設、学校等）に警報の内容を伝達する。

【集客等施設一覧】—— 資料編参照

### (2) 警報の内容の通知

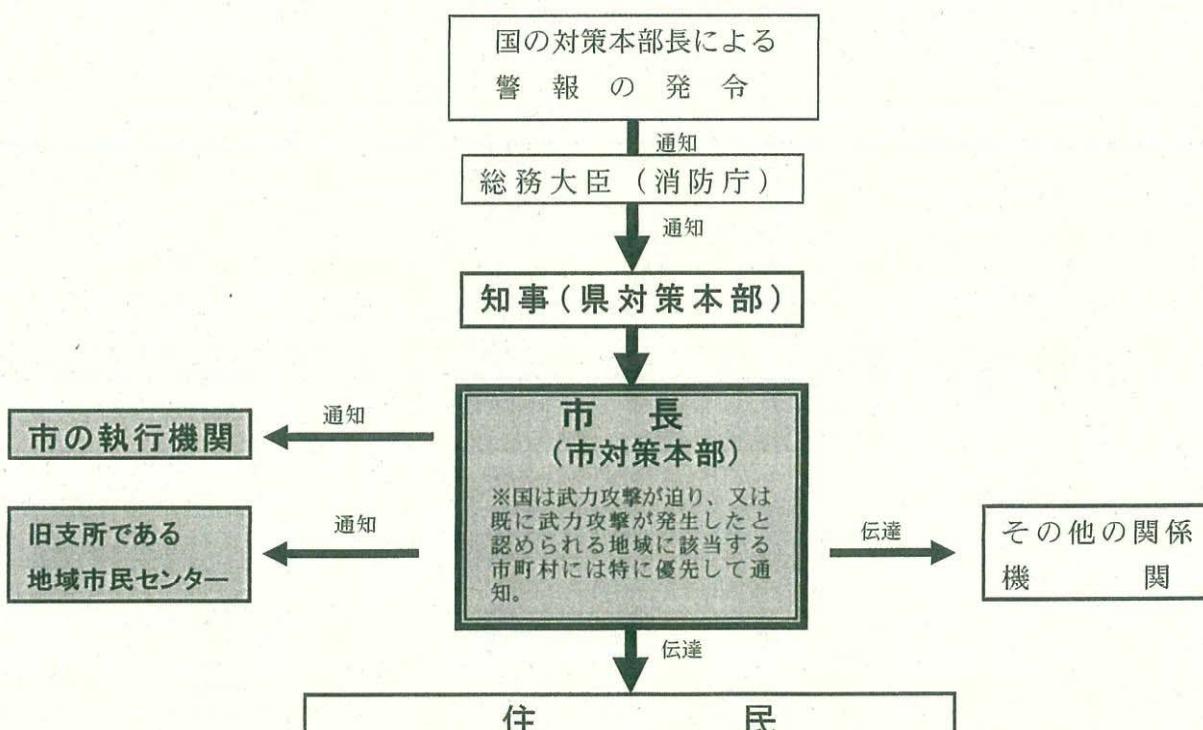
ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATVや市ホームページ等で警報の内容を掲載する。

【関係報道機関一覧】—— 地域防災計画資料編参照

### 【市から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】

#### 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

※警報の伝達に当たっては、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV等のほか扩声器を活用する。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、市において市防災行政無線緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、連携している甲賀市情報化基盤整備事業のサービスにより、やモーターサイレン等で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を有線放送、CATVによる放送やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、区・自治会及び消防団による伝達、広報車及び消防車両による広報、市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス、有線放送、CATVによる放送やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 市は、広域消防と連携し、あるいは区・自治会等の協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、広域消防は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、区・自治会内の伝達や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と密接な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災関係機関、福祉関係機関等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に対し迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

住民への緊急通報や関係機関等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

く運送の求めに応じないと認める時は、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、知事に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 避難住民の誘導に当たっての留意事項

(1) 弹道ミサイルによる攻撃の場合

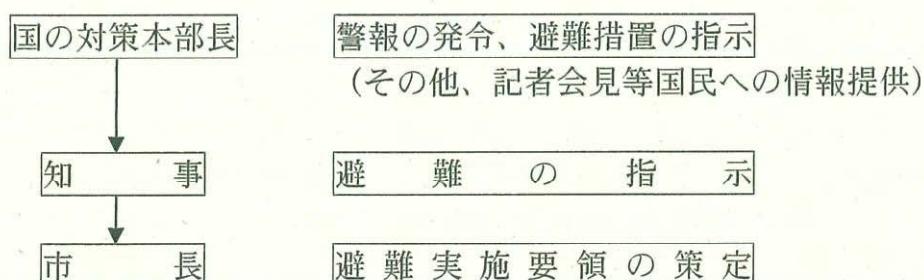
ア 弹道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(ア) 弹道ミサイルによる攻撃の場合の措置の流れ

a 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

【弾道ミサイル等】

弾道ミサイルについては、発射の兆候を事前に把握した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。あり、また、

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市（町村）は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべ

ての市町村に攻撃の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊や県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難を行わせることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、市長は避難実施要領の策定に当たっては、広域消防、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて活動調整に当たることとする。

### ○ 避難に比較的余裕がある場合の対応

「避難場所までの移動」～「避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

### ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、広域消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

### ○ 留意事項について

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、市職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

##### 【退避の指示の一例】

- 「こちらは甲賀市役所です。武力攻撃等のため、「〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目」地区の住民の方については、外での行動に危険が生じるため、近くのコンクリート等の頑丈な建物や地下等の屋内に一時避難してください。」
- 「こちらは甲賀市役所です。武力攻撃等のため、「〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目」地区の住民の方については、〇〇地区〇〇避難場所に避難してください。」

##### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触の少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整

備事業の情報サービス、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、有線放送、CATV等の放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。  
イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する消防団員、消防職員及び市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、広域消防、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員、消防団員及び消防職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて広域消防、県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、要員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員等に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、必ず着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

**市防災行政無線**甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスや広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、有線放送、CATV等の放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に要員を配置し、県警察や広域消防、消防団等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する要員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講すべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、広域消防及び消防団による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 消防活動

広域消防及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、広域消防及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救

所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在の市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- ② 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類（建設用びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火に係るものに限る。）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（危険物については、国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ③ 危険物質等の所在地場所の変更又はその廃棄（危険物については、国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ④ 危険物質等を廃棄した者に対する収去（火薬類取締法第45条）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長又は広域行政組合管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記（1）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

#### 第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害による災害及びN B C攻撃による災害への対処については、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策編第2部 放射性物質事故災害対策計画）及びその他災害の応急対策編災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）等に定められた措置に準じた措置並びに國の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、**市防災行政無線**その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては広域消防、消防団、県警察等との連携を密にするとともに、特に広域消防及び消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故等）】——資料編参照

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における住民についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、住民が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

## 【資料4】

### 甲賀市国民保護計画の変更概要（案）

#### 1 修正理由

「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、市国民保護計画に所要の変更を行うもの。

#### 2 主な変更点

##### （1）国民の保護に関する基本指針変更に伴う変更

No	ページ	概要
1	22. 43. 51	全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備と運用を明記
2	23	安否情報システムの運用を明記
3	28	「避難施設の指定」の箇所に、都市部に限らず地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮することを明記。
4	25	「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等を例示として追加。
5	51	「避難に当たって配慮すべき事項」に、平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記。
6	65	武力攻撃原子力災害にかかる対処について、「原子力災害対策編 第2部 放射性事故災害対策計画」に準じ対処することを明記。

##### （2）甲賀市地域防災計画の修正に伴う変更

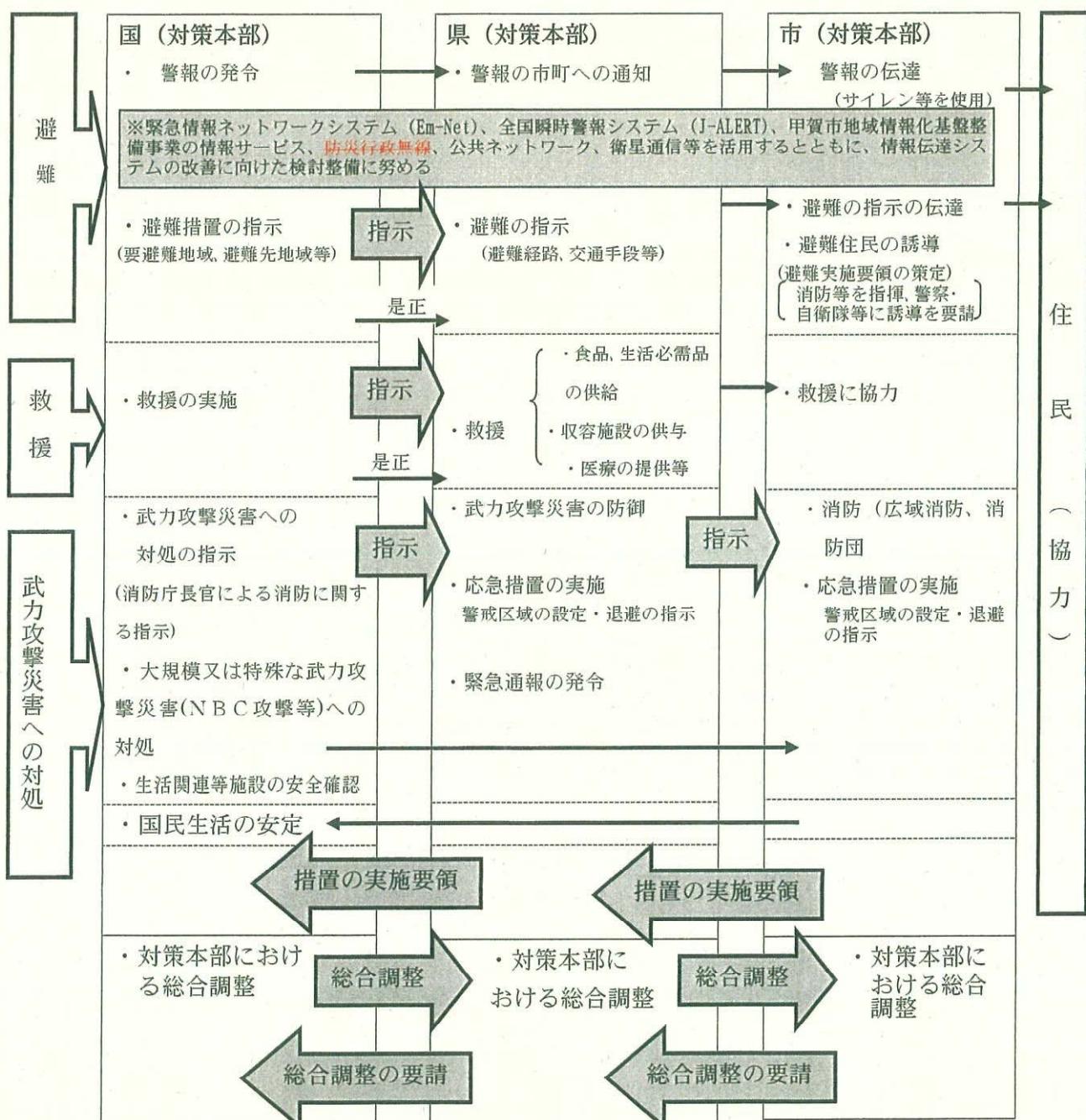
No	ページ	概要
1	4. 22. 35. 38. 42. 43. 60. 62. 68	市防災行政無線の廃止に伴う変更
2	22. 35. 42 . 43. 60	甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備と運用を明記。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握する。

#### 国民の保護に関する措置の仕組み

##### 【国民保護措置の全体の仕組み】



指定公共機関 ·放送事業者による警報等の放送 ·日本赤十字社による救援への協力

指定地方公共機関 ·運送事業者による住民・物資の運送 ·電気・ガス等の安定的な供給

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

	<ul style="list-style-type: none"> <li>無線通信系の通信幅轍時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び県、市防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> <li>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</li> <li>住民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス、市防災行政無線メール配信、ホームページ、広報車等を活用するとともに、要配慮者その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても、情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</li> </ul>

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図るものとする。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

この際、民生委員児童委員や社会福祉協議会と十分協議し、その役割について検討するとともに、要配慮者への情報の伝達については、メール配信、地域コミュニティを通じた伝達ルートの確保等について検討する。

### (2) 市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系の市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスの整備の充実及び更新を図り、デジタル化の推進や範囲の拡大を図る。

### (3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

### (3-4) 広域消防等との連携

市は、住民及び関係団体に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう広域消防及び消防団との連携を図る。

### (4-5) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

#### (6) 国民保護に係る住民へのサイレンの周知

国民保護に係る住民へのサイレン音（平成17年7月6日付け消防運第17号「国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて(通知)」」）については、訓練や視聴放送等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

#### (6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設（市民ホール等）、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

#### (7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、共助の活動が期待される民間事業者が警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主導的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

この際、先進的な事業者の取り組みをPRすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により負傷し、又は死亡した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 【収集・報告すべき情報】

##### 1 避難住民・負傷住民

- |   |                 |             |        |
|---|-----------------|-------------|--------|
| ① 氏名  | ② フリガナ          | ③ 出生の年月日    | ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所(郵便番号を含む。)  | ⑥ 国籍            |             |        |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。) |                 |             |        |
| ⑧ 負傷(疾病)の該当   | ⑨ 負傷又は疾病的状況     | ⑩ 現在の居所     |        |
| ⑪ 連絡先その他必要情報  | ⑫ 親族・同居者への回答の希望 | ⑬ 知人への回答の希望 |        |
| ⑭ 親族、同居人者・知人以外の者への回答又は公表の同意   |                 |             |        |

##### 2 死亡住民

- (上記①～⑦に加えて)
- |                                       |                |
|---------------------------------------|----------------|
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                        | ⑨ 遺体が安置されている場所 |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                          |                |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者から照会に対する回答することへの同意 |                |

【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者による研修

市及び広域消防は、職員の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

## 2 訓練

(1) 市等における訓練の実施

市及び広域消防は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図るによる、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練等を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための市職員等の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、区・自治会等の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、区・自治会、自主防災組織等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

## (2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

### 【留意点】

- ・信楽地域における運送について国道307号が遮断された場合、三重県及び伊賀市との連絡体制や対応策を整えておく。
- ・国道1号が遮断された場合、近畿圏と中部圏との物流重要路線のため、県、国土交通省との連絡体制や対応策を整えておく。

## 5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を、避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

### 【避難所施設一覧】—— 資料編参照

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管轄省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	県担当部署
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	防災危機管理局
	2号	ガス工作物	経済産業省	防災危機管理局
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水地	厚生労働省	—
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	—
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	防災危機管理局
	6号	放送用無線施設	総務省	防災危機管理局
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	—
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	—
	9号	ダム	国土交通省、経済産業省	土木交通部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	—
	2号	劇毒物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	健康福祉部

### (3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び機能は、災害対策本部に準じて定める。

【市対策本部組織表】—— 地域防災計画資料編参照

【市対策本部任務分担表】—— 地域防災計画資料編参照

【市消防団組織及び所轄表】—— 地域防災計画資料編参照

【事態が発生した場合の流れ】—— 資料編参照

【事態に応じた初動体制基準】—— 地域防災計画資料編参照

### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

#### 【市対策本部における広報体制】

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、市対策本部渉外広報班長を「広報責任者」として、広報を一元的に実施する。

##### ② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民に迅速に情報等を提供できる体制を整備する。

##### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合等、広報する情報の重要度等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

エ 隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃を受けた場合、それに伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV等により住民に情報提供する。

##### ④ その他関係する報道機関

【関係報道機関一覧】—— 地域防災計画資料編参照

### (5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、地域対策部を市現地対策本部として設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、市イントラネット、同報系市防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省及び県にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部等との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣することなどにより県を通じ、当該本部と密接な連携を図る。また、運営が効率的であると判断する場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合、市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

## 1 警報の内容の伝達等

### (1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある団体（消防団、区・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、病院、社会福祉施設、学校等）に警報の内容を伝達する。

【集客等施設一覧】—— 資料編参照

### (2) 警報の内容の通知

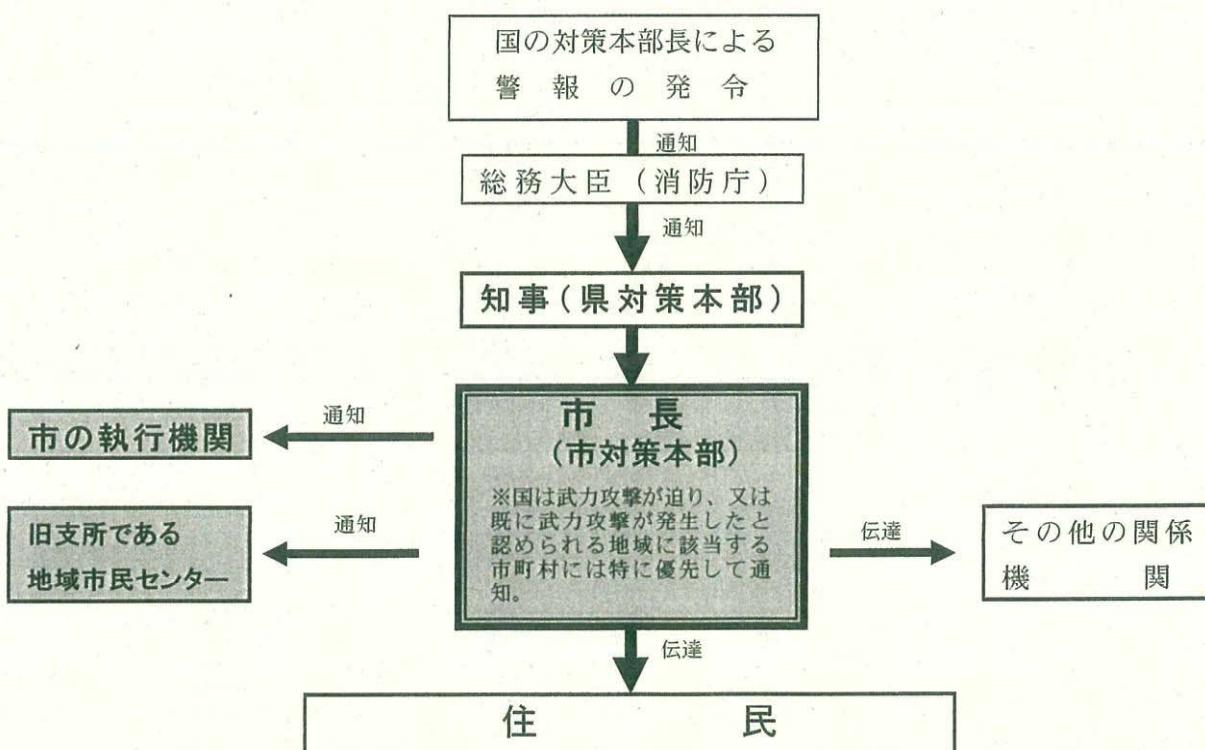
ア 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATVや市ホームページ等で警報の内容を掲載する。

【関係報道機関一覧】—— 地域防災計画資料編参照

【市から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み】

#### 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載する。

※警報の伝達に当たっては、**市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス**、有線放送、CATV等のほか扩声器を活用する。

## 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、市において市防災行政無線緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、連携している甲賀市情報化基盤整備事業のサービスにより、やモーターサイレン等で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を有線放送、CATVによる放送やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、区・自治会及び消防団による伝達、広報車及び消防車両による広報、市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービス、有線放送、CATVによる放送やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) 市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 市は、広域消防と連携し、あるいは区・自治会等の協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、広域消防は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、区・自治会内の伝達や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と密接な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災関係機関、福祉関係機関等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に対し迅速に正しい情報が伝達され、避難等に備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

### 3 緊急通報の伝達及び通知

住民への緊急通報や関係機関等への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

く運送の求めに応じないと認める時は、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、知事に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

#### 4 避難住民の誘導に当たっての留意事項

(1) 弹道ミサイルによる攻撃の場合

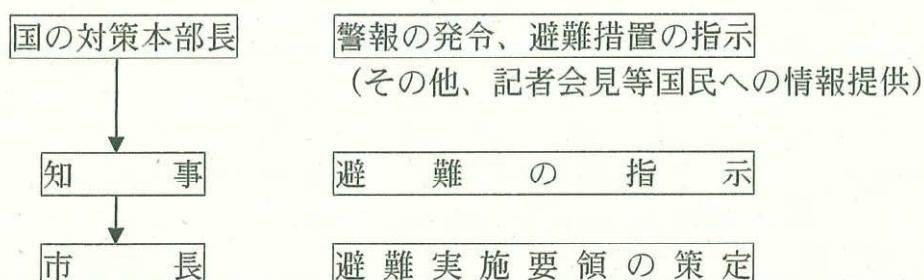
ア 弹道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駐車場等の地下施設に避難することとなる。)

イ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(ア) 弹道ミサイルによる攻撃の場合の措置の流れ

a 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



b 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令

【弾道ミサイル等】

弾道ミサイルについては、発射の兆候を事前に把握した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。あり、また、

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市（町村）は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべ

ての市町村に攻撃の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

イ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊や県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難を行わせることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

ウ 以上から、市長は避難実施要領の策定に当たっては、広域消防、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聞き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて活動調整に当たることとする。

### ○ 避難に比較的余裕がある場合の対応

「避難場所までの移動」～「避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

### ○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、広域消防、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

### ○ 留意事項について

ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、市職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### 【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危機を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

##### 【退避の指示の一例】

- 「こちらは甲賀市役所です。武力攻撃等のため、「〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目」地区の住民の方については、外での行動に危険が生じるため、近くのコンクリート等の頑丈な建物や地下等の屋内に一時避難してください。」
- 「こちらは甲賀市役所です。武力攻撃等のため、「〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目」地区の住民の方については、〇〇地区〇〇避難場所に避難してください。」

##### 【屋内退避の指示について】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触の少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線甲賀市地域情報化基盤整

備事業の情報サービス、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、有線放送、CATV等の放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。  
イ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する消防団員、消防職員及び市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、広域消防、県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市職員、消防団員及び消防職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて広域消防、県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、要員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市職員等に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、必ず着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### 【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察や自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

**市防災行政無線**甲賀市地域情報化基盤整備事業の情報サービスや広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、有線放送、CATV等の放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に要員を配置し、県警察や広域消防、消防団等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する要員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講すべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用又は土石、竹木その他の物件を使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市が行う措置

市長は、広域消防及び消防団による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

### (2) 消防活動

広域消防及び消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、広域消防及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救

所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在の市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- ② 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項の火薬類（建設用びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲及び煙火に係るものに限る。）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（危険物については、国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ③ 危険物質等の所在地場所の変更又はその廃棄（危険物については、国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬類取締法第45条）
- ④ 危険物質等を廃棄した者に対する収去（火薬類取締法第45条）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長又は広域行政組合管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、上記（1）の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

#### 第4 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害による災害及びN B C攻撃による災害への対処については、原則として、市地域防災計画（原子力災害対策編第2部 放射性物質事故災害対策計画）及びその他災害の応急対策編災害時の応急対策（特殊災害（事故災害）編）等に定められた措置に準じた措置並びに國の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、**市防災行政無線**その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては広域消防、消防団、県警察等との連携を密にするとともに、特に広域消防及び消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を消防庁に報告した後も、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合等、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

【救急・救助事故等即報（第3号様式／救急・救助事故等）】——資料編参照

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における住民についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、避難行動要支援者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、住民が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。